

件名	LPガスの三部料金制について
受付日	令和8年3月11日
ご意見・ご提案の概要	<p>月のガス使用量が平均の半分であるにもかかわらず、相場の1.5倍から2倍の金額を請求されたため、現在契約中のガス会社に料金の妥当性を問い合わせたところ、令和7年4月から義務化された「三部料金制」に抵触する回答を受けた。</p> <p>当該事業者の運用は、国が掲げる「料金の透明化」に真っ向から反するため、県として実態調査を行い、適切な是正指導をしてほしい。</p>
県の考え方	<p>ご指摘のとおり、昨年4月から、LPガスの料金は「基本料金」「従量料金」「設備料金」の3つに分けて通知する三部料金制が導入されました。</p> <p>このうち、基本料金は、経済産業省によると、容器・調整器・ガスメーター等の供給設備費など「ガスの使用量とは関係なくガスの安定供給のため固定的に発生する経費」とされており、今回の事業者の回答についても、この定義に則ったものと解されます。</p> <p>一方、ご指摘の設備料金は、ガス栓、ガスホース、ガス器具（コンロ、給湯器、ストーブ等）など「消費設備の貸与等に係る費用」であり、事業者を確認したところ、「消費設備に係る費用は徴収していない」との回答を得ております。</p> <p>県としても、引き続き、三部料金制が徹底されるよう対応してまいります。</p>
担当課	危機管理部 消防課